

※この法令は廃止されています。

昭和六十一年総理府令第七十四号

試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）第二十八条の二第三項第二号の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する總理府令を次のように定める。

（適用範囲）

第一条 この規則は、次に掲げる原子炉及びその附属施設について適用する。

- 一 試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）
- 二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「試験研究用原子炉」とは、前条第一号に掲げる試験研究用等原子炉（次号に規定するものを除く。）をいう。
- 二 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、前条第一号に掲げる試験研究用等原子炉のうち、一次冷却材としてナトリウムを用い、かつ、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものをいう。
- 三 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、一次冷却設備に係る設備の損壊等に伴い自動的に弁が閉鎖されることにより、圧力隔壁を形成する部分をいう。
- 四 「原子炉カバーガス等のバウンダリ」とは、ナトリウム冷却型高速炉の通常運転時に原子炉カバーガス（一次冷却材の自由液面部を覆うことを主たる目的とする不活性ガスをいう。）又は一次冷却材を内包する部分のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリを除いたものをいう。
- 五 「第一種機器」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する容器又は管をいう。
- 六 「第一種容器」とは、第一種機器に属する容器をいう。
- 七 「第一種管」とは、第一種機器に属する管をいう。
- 八 「第二種容器」とは、原子炉格納容器並びにこれに接続する容器であつて原子炉格納容器及びこれに接続する容器内の設備から放出される放射性物質等の有害な物質の漏えいを防止するために設けられるものをいう。
- 九 「第三種機器」とは、次に掲げる容器又は管をいう。

イ 試験研究用等原子炉を安全に停止するためには必要な設備又は非常時に安全を確保するためには必要な設備であるために必要な設備であつて、その故障、損壊等により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを間接に生じさせるものに属する容器又は管（放射線管理の用に供するダクトにあつては、原子炉格納容器の貫通部から外側隔離弁までの部分に限る。）

ロ ターピンを駆動させることを主たる目的とする流体が循環する回路に係る設備に属する容器又は管であつて、第一種機器からこれらに最も近い止め弁までのもの

ハ イ及びロに掲げるもの以外の容器又は管であつて、原子炉格納容器の貫通部から最も近い隔離弁までのもの

ニ 原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する容器又は管

ホ 試験研究用原子炉（一次冷却材として軽水又は重水を用いるものに限る。）の通常運転時に一次冷却材を内包する機器及びこれに附属する機器であつて、原子炉容器内の水位の過度の低下を

防止し、炉心を冠水状態に保持するためのものに属する容器又は管（第一種機器を除く。）

ト 試験研究用原子炉の炉心に接近する設備であつて、その故障、損壊等により放射性物質の漏えいを生じさせるおそれのあるものに属する容器又は管

十一 「第三種容器」とは、第三種機器に属する容器をいう。

十二 「第四種容器」とは、第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第十五号に規定する第五種管以外の容器又は管をいう。

十三 「第四種管」とは、第四種機器に属する管をいう。

十四 「第四種管」とは、第三種機器に属する管をいう。

十五 「第五種管」とは、放射線管理の用に供するダクト（第二種管を除く。）をいう。

十六 「第一種継手」とは、容器の胴、管又は管台の長手継手、球形容器、鏡板又は平板の継手及び容器の胴、管又は管台に半球形鏡板を取り付ける継手をいう。

十七 「第二種継手」とは、容器の胴、管又は管台の周継手及び容器の胴、管又は管台に半球形鏡板以外の鏡板を取り付ける継手をいう。

十八 「第三種継手」とは、容器の胴、管又は管台にフランジ、平板又は管板を取り付ける継手をいう。

十九 「第四種継手」とは、容器の胴、管、管台、鏡板又は平板に管台を取り付ける継手をいう。

（特殊な方法による溶接）

- 第三条 この規則の規定によらないで試験研究用等原子炉施設の溶接をすることにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで試験研究用等原子炉施設の溶接をすることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び溶接方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。

(溶接部の強度)
第四条 溶接部は、母材の強度（母材の強度が異なる場合は、弱い方の強度）と同等以上の強度を有するものでなければならない。ただし、別表第一に掲げるP-11-A（グループ番号一に限る）及びP-21-25までのいずれかに属する母材の溶接部であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル未満のものにあつては、設計上要求される強度以上の強度を有するものとすることができる。

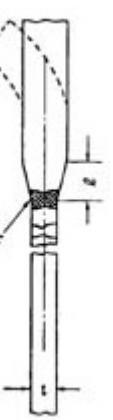
2 溶接部は、溶込みが十分であり、割れがなく、かつ、アンダーカット、オーバーラップ、クレータ、スラグ巻込み、ブローホール等で溶接部の強度を確保する上で有害なものがないものでなければならない。

第五条 溶接に用いられる母材は、炭素含有量が〇・三五パーセント以下のものでなければならない。

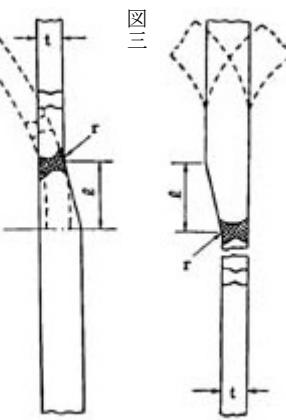
(厚さの異なる母材の突合せ溶接)

第六条 第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第四種機器に係る厚さの異なる母材の突合せ溶接（第三種継手又は第四種継手に係るもの除く。）を行う場合は、次の図一から図三までに示すところによりこう配を設けなければならない。

図一



図二



図三

(備考) 一 t は、薄い方の母材の厚さとする。

二 1 は、突き合わせる母材の面の食い違いの値の三倍以上の値とする。

(開先面)

三 r は、 t の二分の一以上とする。

(開先面)

第七条 開先面及びその付近の母材の表面の水分、塗料、油脂、ごみ、有害なさび、溶けかすその他有害な異物は、溶接に先立ち、除去しなければならない。

2 裏はつりを行う場合は、溶込み不良部を完全に除去しなければならない。

第八条 第一種機器、第二種容器及び第三種機器（第三種機器にあつては、原子炉格納容器の貫通部から最も近い隔壁弁までのものに限る。）に係る第一種継手、第二種継手、第三種継手及び第四種継手並びに肉盛り溶接部及びクラッド溶接による溶接部の開先面は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格するものでなければならない。ただし、母材が圧延又は鍛造によつて作られたものであり、その厚さが五十ミリメートル（熱荷重により著しい応力が生ずる部分にあつては、二十五ミリメートル）以下である場合は、この限りでない。

(突合せ溶接による継手面の食い違い)

第九条 第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第四種機器の突合せ溶接による継手面の食い違いは、次の表の上欄に掲げる継手の種類及び同表の中欄に掲げる母材の厚さ（母材の厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ）の区分に応じ、それぞれその区分に対応する同表の下欄に掲げる値を超えてはならない。ただし、応力計算を行つて構造上要求される強度を有することが明らかである場合は、この限りでない。

継手の種類	母材の厚さ	食い違いの値
第一種継手	二十ミリメートル以下	一ミリメートル

第二種継手、第三種継手及び第四種継手	二十ミリメートルを超えるもの	母材の厚さの五パーセント
	百二十ミリメートルを超えるもの	六ミリメートル
	十五ミリメートル以下	一・五ミリメートル
	十五ミリメートルを超えるもの	母材の厚さの十パーセント
	百二十ミリメートルを超えるもの	十二ミリメートル

(継手の仕上げ)

第十一条 第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第四種機器の溶接部であつて第十二条又は第十四条の規定により非破壊試験を行ふこととされているものの表面は、滑らかで、母材の表面より高く、又は母材の表面と同じ高さであり、かつ、母材の表面と段がつかないように仕上げなければならない。

十二条 第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第四種機器の突合せ溶接による溶接部であつて、第十二条又は第十四条の規定により放射線透過試験を行ふこととされているものの余盛りの高さは、次の表の上欄に掲げる母材の厚さ（母材の厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下でなければならない。

母材の厚さの五パーセント	余盛りの高さ	母材の厚さの十パーセント
百二十ミリメートルを超えるもの	一・五ミリメートル	六ミリメートル
百二十ミリメートルを超えるもの	二・五ミリメートル	一・五ミリメートル
十五ミリメートル以下	三ミリメートル	四ミリメートル
十五ミリメートルを超えるもの	四ミリメートル	五ミリメートル

(溶接後熱処理)

第十二条 第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第四種機器の溶接部は、別表第二に掲げる方法により溶接後熱処理を行わなければならぬ。この場合において、溶接後熱処理の温度は、別表

第三の母材の区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の温度範囲の欄に掲げる範囲内の温度とし、溶接後熱処理の保持時間は、当該母材の区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の溶接部の

厚さに応じた保持時間の欄に掲げる溶接部の厚さの区分に応じた時間とする。

十三条 前項の規定にかかわらず、別表第四の区分の欄に掲げる区分（母材の区分及び溶接部により区分されるものをいう。）のいずれかに該当する溶接部であつて、その厚さが、当該区分に対応する同表の溶接部の厚さの欄に掲げる範囲内の量であるもの（別表第一に掲げるP-1、P-3からP-15まで、P-17、P-19A、P-19B、P-11A及びP-11Bのいずれかに属する母材（以下「フェライト系鋼材」という。）の溶接部であつて、厚さが十ミリメートルを超える、かつ、曲げ加工前に溶接が行われたもの並びに同表に掲げるP-1、P-3、P-4、P-5及びP-7のいずれかに属する母材で作られた第二種容器の溶接部であつて、直径が六十一ミリメートル以上の穴に取り付けられる第四種継手の溶接部又は扉の穴枠等を取り付ける溶接部を除く。）について、当該区分に対応する同表の予熱温度の欄に掲げる温度で予熱をする場合は、溶接後熱処理を行わないこととすることができる。

(溶接部の非破壊試験)

第十三条 別表第五の区分の欄に掲げる区分（機器及び溶接部により区分されるものをいう。）のいずれかに該当する溶接部は、当該区分に対応する同表の規定試験の欄に掲げる非破壊試験を行い、これに合格するものでなければならない。ただし、容器又は管の構造上当該試験を行うことが著しく困難である場合であつて、当該試験の代わりに、当該区分に対応する同表の代替試験の欄に掲げる非破壊試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。

(溶接部の機械試験)

第十三条 別表第六の区分の欄に掲げる区分（機器及び溶接部により区分されるものをいう。）のいずれかに該当する第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第四種機器の突合せ溶接による溶接部は、当該区分に対応する同表の試験板の作成方法の欄に掲げる方法により作成した試験板について、別表第七の区分の欄に掲げる区分（機器及び溶接部により区分されるものをいう。）に応じ、それぞれ同表の試験の種類の欄に掲げる機械試験を行い、これに合格するものでなければならない。

二 前項の機械試験は、次の各号によらなければならない。

一 繼手引張試験、自由曲げ試験、型曲げ試験及びローラ曲げ試験にあつては、別表第八の試験の種類の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験片の欄に掲げる試験片を用い、同表の試験の方法の欄に掲げる試験の方法により行うこと。

二 破壊靱性試験にあつては、別表第九の機器の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験の方法の欄に掲げる試験の方法により行うこと。

三 前項の機械試験を行つた場合において、次の各号に該当するときは、これを合格とする。

一 前項第一号の場合にあつては、別表第八の試験の種類の欄に掲げる基準に適合するとき。

二 前項第二号の場合にあつては、別表第九の機器の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の合格基準の欄に掲げる基準に適合するとき。

四 第一項の機械試験を行い、別表第十の試験の種類の欄に掲げる試験に不合格となつた場合において、それぞれ同表の再試験が行えるときの欄に該当する場合にあつては、当該不合格となつた試験片に用いられた試験片（別表第八の規定により分割する場合にあつては、分割された試験片）の試験板又はこれと同時に作成した試験板からとつた別表第十の再試験片の数の欄に掲げる数の再試験片について、当該不合格となつた試験の再試験を行い、これに合格するときは、これを当該不合格となつた試験に合格したものとみなす。

(溶接部の耐圧試験)

第十四条 別表第十一の機器の欄に掲げる機器の溶接部は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験圧力の欄に掲げる圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないものでなければならない。ただし、容器又は管の構造上当該圧力で試験を行うことが著しく困難である場合であつて、可能な限り高い圧力で試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがなく、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験のうちいずれか適当な非破壊試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。

第十五条 第八条、第十二条及び前条の非破壊試験は、次の各号によらなければならぬ。

- 一 放射線透過試験にあつては、別表第十二の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。
- 二 超音波探傷試験にあつては、別表第十三の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。
- 三 磁粉探傷試験にあつては、別表第十四の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。
- 四 浸透探傷試験にあつては、別表第十五の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。

第十六条 法第二十七条第一項又は第二項の規定により認可を受けた設計及び工事の方法において、第一種容器に係る溶接の技術上の基準に適合すべきものとされた第二種容器、第三種容器及び第一種管は、この規則の適用については、第一種管とみなす。この府令の規定にかかるらず、改正法による改正前の法第二十七条の規定により認可を受けた設計及び工事の方法において、第一種管に係る溶接の技術上の基準に適合すべきものとされた第三種管は、この規則の適用については、第一種管とみなす。

附 則

1 この府令は、公布の日から施行する。
2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十三号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日までに溶接作業に着手した容器又は管の溶接についての法第二十八条の二第三項第二号に規定する技術上の基準は、この府令の規定にかかるらず、改正法による改正前の法第二十七条の規定により認可を受けた設計及び工事の方法とする。

附 則（昭和六三年七月二六日総理府令第四一号）抄

1 この府令は、昭和六十四年四月一日から施行する。
附 則（平成一一年九月三〇日総理府令第四六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一一年一〇月一〇日総理府令第一一八号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二四年九月一四日文部科学省令第三二号）抄

1 この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）抄

（施行期日）この規則は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年一二月六日原子力規制委員会規則第一六号）抄

（施行期日）この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

附 則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

別表第1 母材の区分（第4条、第11条関係）

母材の区分 グループ 番号	母材の区分 種類
P—1	炭素鋼であつて、規格による最小引張強さが480N/mm ² 未満のもの
P—3	炭素鋼であつて、規格による最小引張強さが480N/mm ² 以上550N/mm ² 未満のもの
P—1	モリブデン鋼であつて、規格による最小引張強さが550N/mm ² 以上660N/mm ² 未満のもの（モリブデン鋼であつて、標準合金成分の合計が2.75%以下で、規格による最小引張強さが480N/mm ² 未満のものを除く。）
P—4	モリブデン鋼であつて、標準合金成分の合計が2.75%以下で、規格による最小引張強さが480N/mm ² 以上550N/mm ² 未満のもの（クロム標準合金成分が0.75%を超えるものを除く。）
P—5	モリブデン鋼であつて、標準合金成分の合計が2.75%以下で、規格による最小引張強さが550N/mm ² 以上660N/mm ² 未満のもの（クロム標準合金成分が2.0%を超えるものを除く。）
P—6	クロムモリブデン鋼であつて、標準合金成分の合計が2.75%以下のもの（クロム標準合金成分が2.0%を超えるもの及びP—3に掲げるものを除く。）
P—7	マルテンサイト系ステンレス鋼
P—8	フェライト系ステンレス鋼
P—9	オーステナイト系ステンレス鋼
P—1A	ニッケル鋼であつて、ニッケル標準合金成分が2.50%以下のもの
P—1B	ニッケル鋼であつて、ニッケル標準合金成分が2.50%を超えるもの
P—21	ニッケル鋼であつて、ニッケル標準合金成分が3.50%を超えるもの
P—22	合金鋼であつて、規格による最小引張強さが660N/mm ² 以上730N/mm ² 未満のもの（グループ番号1に掲げるものを除く。）
P—23	合金鋼であつて、規格による最小引張強さが730N/mm ² 以上のもの
P—25	アルミニウムであつて、アルミニウムの含有量が9.9%以上のアルミニウム及びマンガンの含有量が1.0%以上1.5%以下のアルミニウムマンガン合金
P—31	アルミニウムマグネシウム合金であつて、マグネシウムの含有量が2.0%以上3.9%以下のもの
P—32	アルミニウムマグネシウムけい素合金であつて、マグネシウムの含有量が0.45%以上1.4%以下で、かつ、けい素の含有量が0.2%以上0.8%以下のもの
P—34	アルミニウムマグネシウム合金であつて、マグネシウムの含有量が3.9%を超えるもの
P—43	銅及び銅合金
P—45	鉄ニッケルクロム合金
P—52	チタンであつて、規格による最小引張強さが340N/mm ² を超えるもの

別表第2 溶接後熱処理の方法（第11条関係）

熱処理の方法	溶接後熱処理を行なわない。	溶接後熱処理を行なう場合は、次の1から3までにより行わなければならない。ただし、次の4に掲げる溶接部について、次の5に掲げる範囲において溶接後熱処理を行うときは、この限りでない。
5ハロイ4321	全体を二分して炉内に入れる場合は、加熱部の重なりを1500mm以上とし、かつ、炉外に出る部分の温度こう配が材質に有害とならないように保温すること。この場合において、加熱される部分と炉外にある部分との境界線上に管台その他の構造上の不連続部があつてはならない。	第4種継手及び座等を容器又は管に取り付ける継手の溶接部。ただし、母材の一部を切り取り、取付物を突き合わせて溶接したものと除く。
ラグ、ブレケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける継手の溶接部	炉内に入れる場合及び炉内から取り出す場合における炉内の温度は、300度以下であること。	第2種継手、第3種継手及びこれらに類する継手の溶接部。
次のイ及びロに掲げる範囲	次のイからハまでに掲げる溶接部	第4種継手及び座等を容器又は管に取り付ける継手の溶接部。ただし、母材の一部を切り取り、取付物を突き合わせて溶接したものと除く。

t は次に掲げる厚さ (mm 単位とする。) とする。

- 1 完全溶込み溶接の場合にあつては、溶接部の厚さ又は母材（耐圧部（内面又は外面上に 0 Pa を超える圧力を受ける部分をいう。以下同じ。）に限る。）の厚さ（厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ）のうち、いずれか薄い方の厚さ
- 2 部分溶込み溶接の場合にあつては、開先の深さ
- 3 部分溶込み溶接の場合にあつては、母材の厚さ
- 4 クラッド溶接のみの場合にあつては、溶接部の厚さ

別表第4 溶接後熱処理を要しないもの（第11条関係）

区分 母材の区分 別表第1に掲げるP-1	溶接部	溶接部の厚さ (mm)		母材の炭素含有量 (%)	予熱温度 (度)
		1 第1種容器の溶接部 (2及び3に掲げるものを除く。)	2 第1種容器のすみ肉溶接部		
別表第1に掲げるP-3 (ダループ番号1又は2に限る。)	5 第1種容器以外の機器であつて、母材の厚さが38mmを超えるもののすみ肉溶接部及び部分溶込み溶接部	1 容器及び管の溶接部 (2及び3に掲げるものを除く。)	1 第1種容器の溶接部 (2及び3に掲げるものを除く。)	1 6以下	0.25以下
別表第1に掲げるP-4	2 第2種継手及び第3種継手の溶接部であつて、突合せ溶接又はソケット溶接によるもの 3 漏止め溶接部及びラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける継手の溶接部	2 第2種継手及び第3種継手の溶接部であつて、突合せ溶接又はソケット溶接によるもの 3 漏止め溶接部及びラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける継手の溶接部	2 下 3.2を超え3.8以 下 1.9を超えて3.2以 下 1.9以下	2 下 3.2を超え3.8以 下 1.9を超えて3.2以 下 1.9以下	2 下 3.2を超え3.8以 下 1.9を超えて3.2以 下 1.9以下
別表第1に掲げるP-5	1 第2種継手及び第3種継手の溶接部であつて、外径が115mm以下の突合せ溶接によるもの 2 漏止め溶接部及びラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける継手の溶接部	1 第2種継手及び第3種継手の溶接部であつて、外径が115mm以下の突合せ溶接によるもの 2 漏止め溶接部及びラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける継手の溶接部	1 1.3以下 1.3以下 1.3以下	1 1.6以下 0.25以下 0.25以下	1 1.0以上 1.0以上 1.0以上
別表第1に掲げるP-7 (日本工業規格G4304「熱間圧延ステンレス鋼板」の「2種類、記号及び分類」の種類の記号の欄に掲げるSUS405並びにこれと同等の化学成分及び機械的性質を有するものに限る。)	1 第2種継手及び第3種継手の溶接部であつて、クロムの含有量が3.0%以下で、かつ、外径が115mm以下の突合せ溶接によるもの 2 漏止め溶接部及びラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける継手の溶接部	1 第2種継手及び第3種継手の溶接部であつて、クロムの含有量が3.0%以下で、かつ、外径が115mm以下の突合せ溶接によるもの 2 漏止め溶接部及びラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける継手の溶接部	1 1.0以上 1.0以上 1.0以上	1 0.30を超える 0.30を超える 0.30を超える	1 1.00以上 1.00以上 1.00以上
別表第1に掲げるP-8, P-43 (若しくはP-45又は非鉄金属)	容器及び管の溶接部				

別表第5 溶接部の非破壊試験（第12条関係）

機器 第1種容 器	溶接部 区分	規定試験	代替試験
1 次のイからニまでのいずれかに掲げるもの 第1種継手の溶接部 第2種継手の溶接部（熱交換器用管の溶接部を除く。） 第3種継手の溶接部（2に掲げるものを除く。） 又は溶接部が次の（1）から（5）までに適合するもの以外のもの （1）管台内径が153mm以下のものであること。 （2）管台軸が容器壁となす角度が40度以上のものであること。 （3）容器の穴が容器壁の強め材のみで補強されているものであること。 （4）管台は著しい配管反力を受けないものであること。 （5）管台は著しい配管反力を受けないものであること。	放射線透過試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）		
2 第3種継手の溶接部であつて、次の図1から図3までに示すもの 裏面に金を使用する場合は、溶接完了後にこれを取り除くものであること。			
3 第4種継手の完全溶込み溶接による溶接部（当該管台又は溶接部が1ニ（1）から（5）までに適合するものを除く。）であつて、かつ、次の図1から図6までに示すもの	放射線透過試験、超音波探傷試験（超音波探傷試験が不適当な場合は、溶接深さの2分の1（溶接深さの2分の1が13mmを超える場合は、13mm）ごとに磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）		
4 第4種継手の完全溶込み溶接による溶接部（1ニ及び3に掲げるものを除く。）及び部分溶込み溶接による溶接部			
5 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部			
6 耐圧部の溶接部（1から5までに掲げるものを除く。）及びキャノピーシールの継手の溶接部			
7 管板に管を取り付ける継手の溶接部（耐圧部に係るもの）			
8 クラッド溶接による溶接部			
9 ラグ、ブレケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部			
磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	超音波探傷試験及び磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）。ただし、肉盛り座に管台を取り付ける場合は、当該管台を取り付ける前に行わなければならない。 磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）	溶接完了後の超音波探傷試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）	
音波探傷試験又は超音波探傷試験	透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験	

器 第 4 種 容	第 3 種 容	第 2 種 容	放射線透過試験	
			磁粉探傷試験	超音波探傷試験
1 第1種継手, 第2種継手及び第3種継手の突合せ溶接による溶接部 (熱交換器用管の第2種溶接部を除く) であつて, 次の(1)から(7)までのいずれかに掲げるもの	1 次のイからニまでに掲げるもののうち, 厚さが32mmを超えるものを除く。	1 イ 第1種継手の溶接部 2 第2種継手の溶接部 3 第3種継手の溶接部 4 第4種継手の溶接部 5 ラグ, ブラケット, 強め材, 振え, 強め輪等であつて, 重要なものを取り付ける溶接部 (直径が22mm以下の円形スタッフを取り付ける溶接部を除く。)	磁粉探傷試験 (磁粉探傷試験が不適当な場合は, 浸透探傷試験) 及び漏止め溶接による溶接部	磁粉探傷試験 (磁粉探傷試験が不適当な場合は, 浸透探傷試験) 及び磁粉探傷試験 (著しい配管反力を受けないものは除く。) 及び磁粉探傷試験 (著しい配管反力を受けないものは除く。) 及び磁粉探傷試験 (著しい配管反力を受けないものは除く。) 及び磁粉探傷試験 (著しい配管反力を受けないものは除く。)
(1) 別表第1に掲げるP-1に属する母材の溶接部であつて, 厚さが19mmを超えるもの	2 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部	2 ハ 第3種継手及び第4種継手の溶接部 (1ハ及びニに掲げるものを除く。)	3 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部	3 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部
(2) 別表第1に掲げるP-3に属する母材の溶接部であつて, 厚さが19mmを超えるもの	3 耐圧部の溶接部 (1から3までに掲げるものを除く。) 及び漏止め溶接による溶接部	4 耐圧部の溶接部 (1から3までに掲げるものを除く。) 及び漏止め溶接による溶接部	4 耐圧部の溶接部 (1から3までに掲げるものを除く。) 及び漏止め溶接による溶接部	4 耐圧部の溶接部 (1から3までに掲げるものを除く。) 及び漏止め溶接による溶接部
(3) 別表第1に掲げるP-4に属する母材の溶接部であつて, 厚さが16mmを超えるもの	5 ラグ, ブラケット, 強め材, 振え, 強め輪等であつて, 重要なものを取り付ける溶接部 (直径が22mm以下の円形スタッフを取り付ける溶接部を除く。)	5 ラグ, ブラケット, 強め材, 振え, 強め輪等であつて, 重要なものを取り付ける溶接部 (直径が22mm以下の円形スタッフを取り付ける溶接部を除く。)	5 ラグ, ブラケット, 強め材, 振え, 強め輪等であつて, 重要なものを取り付ける溶接部 (直径が22mm以下の円形スタッフを取り付ける溶接部を除く。)	5 ラグ, ブラケット, 強め材, 振え, 強め輪等であつて, 重要なものを取り付ける溶接部 (直径が22mm以下の円形スタッフを取り付ける溶接部を除く。)
(4) 別表第1に掲げるP-5に属する母材の溶接部	6 クラッド溶接による溶接部	6 クラッド溶接による溶接部	6 クラッド溶接による溶接部	6 クラッド溶接による溶接部
7 ラグ, ブラケット, 強め材, 振え, 強め輪等であつて, 重要なものを取り付ける溶接部	7 ラグ, ブラケット, 強め材, 振え, 強め輪等であつて, 重要なものを取り付ける溶接部	7 ラグ, ブラケット, 強め材, 振え, 強め輪等であつて, 重要なものを取り付ける溶接部	7 ラグ, ブラケット, 強め材, 振え, 強め輪等であつて, 重要なものを取り付ける溶接部	7 ラグ, ブラケット, 強め材, 振え, 強め輪等であつて, 重要なものを取り付ける溶接部
8 放射線透過試験	8 放射線透過試験	8 放射線透過試験	8 放射線透過試験	8 放射線透過試験
9 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	9 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	9 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	9 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	9 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験
10 音波探傷試験	10 音波探傷試験	10 音波探傷試験	10 音波探傷試験	10 音波探傷試験

		第1種管			
(5)	別表第1に掲げるP-6又はP-7に属する母材の溶接部（炭素含有量が0.08%以下の母材の溶接部であつて、その厚さが38mm以下であり、かつ、溶接金属がオーステナイト系ステンレス合金又はニッケルクロム鉄合金の場合を除く。）				
(6)	別表第1に掲げるP-8に属する母材の溶接部であつて、厚さが38mmを超えるもの				
(7)	別表第1に掲げるP-9A, P-9B, P-11A又はP-11Bに属する母材の溶接部であつて、厚さが16mmを超えるもの				
	又は、(2)のいずれかに掲げるもの以外のもの				
(1)	液体用の容器であつて、最高使用温度が当該液体の大気圧における沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が1960kPa未満のものの溶接部（イに掲げるものを除く。）であつて、次の(1)				
(2)	最高使用圧力が98kPa未満のものの溶接部（(1)に掲げるものを除く。）				
	ハ 第1種継手を有する母材相互又は第2種継手若しくは第3種継手を有する母材相互を取り付ける継手と第1種継手、第2種継手又は第3種継手とが接する箇所（以下「継手接続箇所」といいう。）から100mm以内にある第1種継手、第2種継手又は第3種継手の溶接部（イ及びロに掲げるもの並びに継手接続箇所と他の継手接続箇所との距離が厚い方の母材の厚さの5倍以上であるものを除く。）				
	2 耐圧部の溶接部（1に掲げるもの及び開放容器の屋根の溶接部を除く。）及び漏止め溶接による溶接部				
	3 管板に管を取り付ける継手の溶接部（耐圧部に係るものを除く。）				
	4 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部				
1	次のイからニまでのいずれかに掲げるもの（管の外径が61mmを超える場合に限る。）				
イ 第1種継手の溶接部	耐圧部の溶接部（ソケット継手の溶接部を除く。）	磁粉探傷試験	浸透探傷試験	放射線透過試験	音波探傷試験
ロ 第2種継手の溶接部	（2に掲げるものを除く。）				
ハ 第3種継手の溶接部					
ニ 第4種継手の完全溶込み溶接による溶接部（管台に接続される管の外径が115mm以下の場合を除く。）					
2	第3種継手の溶接部であつて、次の図1から図3までに示すもの（管の外径が61mmを超える場合に限る。）				
3	第1種継手、第2種継手及び第3種継手の溶接部（1イからハまで及び2に掲げるものを除く。）	溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における放射線透過試験、超音波探傷試験（超音波探傷試験が不適当な場合は、溶接深さの2分の1（溶接深さの2分の1が13mmを超える場合は、13mm）ごとに、磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）	放射線透過試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）	放射線透過試験	音波探傷試験
4	第4種継手の完全溶込み溶接による溶接部（1ニに掲げるものを除く。）及び部分溶込み溶接による溶接部	溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における放射線透過試験、超音波探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）	放射線透過試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における放射線透過試験	音波探傷試験	放射線透過試験
透 探 傷 試 験	が不 適 当 な 場 合 は 、 浸 透 探 傷 試 験 （ 磁 粉 探 傷 試 験 ） た 部 分 に お け る 磁 粉 探 傷 試 験 ） 不 適 当 な 場 合 は 、 音 波 探 傷 試 験 （ 超 音 波 探 傷 試 験 ） 不 適 当 な 場 合 は 、 放 射 線 透 過 試 験 （ 放 射 線 透 過 試 験 ）				

第3種管	5 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部	超音波探傷試験（著しい配管反力を受けないものは除く。）及び磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）。ただし、肉盛り座に管台を取り付ける場合は、当該管台を取り付ける前に行わなければならない。
	6 耐圧部の溶接部（1から5までに掲げるものを除く。）及び漏止め溶接による溶接部	磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）
7 クラッド溶接による溶接部	浸透探傷試験	放射線透過試験
8 ラグ、ブレケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	放射線透過試験
1 次のイからニまでのいずれかに掲げるもの（外径が61mm以下の管及び開放容器に接続される管のうち当該容器に最も近い止め弁までの部分の溶接部を除く。）	磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）	放射線透過試験又は超音波探傷試験
2 ラグ、ブレケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部	磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）	放射線透過試験又は超音波探傷試験
3 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部	超音波探傷試験（著しい配管反力を受けないものは除く。）及び磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）	放射線透過試験又は超音波探傷試験
4 耐圧部の溶接部（1から3までに掲げるものを除く。）及び漏止め溶接による溶接部	超音波探傷試験（著しい配管反力を受けないものは除く。）及び磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）。ただし、肉盛り座に管台を取り付ける場合は、当該管台を取り付ける前に行わなければならない。	放射線透過試験又は超音波探傷試験
5 クラッド溶接による溶接部	磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）	放射線透過試験又は超音波探傷試験
6 ラグ、ブレケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部	放射線透過試験	音波探傷試験
1 突合せ溶接による溶接部であつて、次のイからニまでのいずれかに掲げるもの（外径が61mm以下の管及び開放容器に接続される管のうち当該容器に最も近い止め弁までの部分の溶接部を除く。）	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
2 第1種継手又は第3種継手の溶接部	音波探傷試験	音波探傷試験
3 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部	放射線透過試験又は超音波探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
4 耐圧部の溶接部（1から3までに掲げるものを除く。）及び漏止め溶接による溶接部	音波探傷試験	音波探傷試験
5 クラッド溶接による溶接部	音波探傷試験	音波探傷試験
6 ラグ、ブレケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部	音波探傷試験	音波探傷試験
1 外径が410mm（水用のものにあつては、275mm）を超えるもの	音波探傷試験	音波探傷試験
2 第1種継手の溶接部であつて、厚さが19mmを超えるもの	音波探傷試験	音波探傷試験
3 内包する放射性物質の濃度が37mBq/cm ³ （内包する放射性物質が液体中にある場合は、37kBq/cm ³ 以上）の管の溶接部（イ及びロに掲げるものを除く。）であつて、次の（1）又は（2）のいずれかに掲げるもの（外径が61mmを超える管の溶接部を除く。）	音波探傷試験	音波探傷試験
（1）又は（2）のいずれかに掲げるもの以外のもの	音波探傷試験	音波探傷試験
（1）液体用の管であつて、最高使用温度が当該液体の大気圧における沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が1960kPa未満のものの溶接部	音波探傷試験	音波探傷試験
（2）最高使用圧力が9800kPa（第1種継手の溶接部にあつては、4900kPa）未満のものの溶接部（（1）に掲げるものを除く。）	音波探傷試験	音波探傷試験

区分	別表第6 溶接部の機械試験板（第13条関係）	機器	第一種容器		溶接部	試験板の作成方法
			第1種容器	第2種容器		
第5種管	1 耐圧部の溶接部（1に掲げるものを除く。）及び漏止め溶接による溶接部					磁粉探傷試験又は浸透探傷試験
	2 ラグ、ブレケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部					放射線透過試験又は超音波探傷試験
	3 ラグ、ブレケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部					
	4 ラグ、ブレケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部					
	5 「安全設備」とは、次のイからニまでのいずれかに掲げる設備であつて、その故障、損壊等により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを間接に生じさせるものをいう。					
(備考)						
1	試験板は、母材と同一の規格に適合し、かつ、母材と同一の厚さ（母材の厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ）であること。					
2	本体の溶接部について溶接後熱処理（曲げ加工に伴う熱処理及びその他の熱処理を含む。以下この表において同じ。）を行う場合は、試験板にこれと同等の溶接後熱処理を行うこと。					
3	試験板が溶接によりそりを生じた場合は、溶接後熱処理を行う前に整形すること。					
4	フェライト系鋼材で作られた第一種容器、第2種容器又は第一種管の本体の溶接部について溶接後冷間曲げ加工を行う場合は、破壊靱性試験に係る試験板に同等の溶接後冷間曲げ加工を行うこと。					
5	イ 加工後にオーステナイト化温度から焼ならし又は焼入れ焼戻しを行う場合 ロ 次の計算式により計算した加工度が、0.5以下の場合 ロ $\epsilon = (Ct/Rf) (1 - (Rf/Ro))$ ロ ϵ は、加工度 ロ Ct は、係数で円筒形の場合は30、球形、さら形又は半だ円形の場合は65 ロ Rf は、母材の厚さ（mmを単位とする。） ロ Ro は、曲げ加工前の母材の厚さの中心における曲率半径（mmを単位とする。）					

区分 機器	第1種容器 第2種容器	一次冷却設備その他の通常時において原子炉を安全に運転するために必要な設備の附属設備	
		ハ 二 非常用炉心冷却装置、安全保護回路その他の非常時に原子炉の安全を確保するために必要な設備の附属設備	非常用電源設備及びその附属設備
別表第7 機械試験(第13条関係)			

試験曲げ型	自由曲げ		
		試験裏手及び表長	試験側曲
1 形状及び寸法は、日本工業規格Z3122「突合せ溶接継手の自由曲げ試験方法」(以下この表において「JIS Z3122」という。)の「3 試験片」によること。ただし、試験片の厚さは10mm(母材が別表第1に掲げるP-23に属するものにあつては、8.0mm)とする。この場合において試験片の幅は、溶接部の厚さとし、試験片の幅が50mmを超える場合は、薄のこぎりでこれを所要の厚さに分割することができる。溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。	JIS Z3122の「5 試験用ジグ」を使用し、試験用ジグの寸法によること。ただし、試験片の厚さは、溶接部の厚さとし、10mmを超える場合は、10mm(母材が別表第1に掲げるP-23に属するものにあつては、8.0mm)とする。溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。	1 形状及び寸法は、日本工業規格Z3122「突合せ溶接継手の自由曲げ試験方法」(以下この表において「JIS Z3122」という。)の「3 試験片」によること。ただし、試験片の厚さは10mm(母材が別表第1に掲げるP-23に属するものにあつては、8.0mm)とする。この場合において試験片の幅は、溶接部の厚さとし、試験片の幅が50mmを超える場合は、薄のこぎりでこれを所要の厚さに分割することができる。溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。	1 形状及び寸法は、日本工業規格Z3123「突合せ溶接継手の自由曲げ試験方法」(以下この表において「JIS Z3123」という。)の「2 試験片」によること。試験機の能力が不足で、試験片の厚さのままで試験ができない場合は、薄のこぎりでこれを所要の厚さに分割することができる。溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。
2 試験機の能力が不足で、試験片の厚さのままで試験ができない場合は、薄のこぎりでこれを所要の厚さに分割することができる。溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。	JIS Z3122の「6 試験方法」によること。母材にあつては、その区分に応じ、JIS Z312の「3 試験用ジグの寸法」中R、B及びR'の欄に掲げる値は、それぞれ次の表のジグの寸法の欄に掲げるR、B及びR'の値とする。	2 長さ3mm以下の割れの長さの合計(試験片を分割した場合にあつては、それぞれの試験片の長さ3mm以下の割れの長さの合計)が7mmを超えないこと。	2 長さ3mm以下の割れの長さの合計(試験片を分割した場合にあつては、それぞれの試験片の長さ3mm以下の割れの長さの合計)が7mmを超えないこと。
3 溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。	母材の区分	3 割れ及びプローホールの個数の合計(試験片を分割した場合にあつては、それぞれの試験片の割れ及びプローホールの個数の合計)が10個を超えないこと。	3 割れ及びプローホールの個数の合計(試験片を分割した場合にあつては、それぞれの試験片の割れ及びプローホールの個数の合計)が10個を超えないこと。
(備考)	1 形状及び寸法は、JIS Z3122の「3 試験片」によること。ただし、試験片の厚さは、溶接部の厚さとし、10mmを超える場合は、10mm(母材が別表第1に掲げるP-23に属するものにあつては、8.0mm)とする。溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。	ジグの寸法	溶接部(試験片の欄の2の場合にあつては、それぞれの溶接
(備考)	2 1寸法の単位は、mmとする。tは、試験片の厚さとする。		溶接部が、次の1から3までに適合するとき。 1 長さ3mmを超える割れ(縁角に発生するものを除く。) 2 長さ3mm以下の割れの長さの合計(試験片を分割した場合にあつては、それぞれの試験片の長さ3mm以下の割れの長さの合計)が7mmを超えないこと。 3 割れ及びプローホールの個数の合計(試験片を分割した場合にあつては、それぞれの試験片の割れ及びプローホールの個数の合計)が10個を超えないこと。
(備考)	2 1寸法の単位は、mmとする。tは、試験片の厚さとする。		

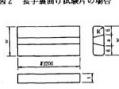


図2 長手裏曲げ試験片の場合

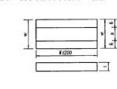


図1 長手裏曲げ試験片の場合

(備考)
 (1) 寸法の単位は、mmとする。
 (2) wは、試験片の幅とし、aは、溶接部の広い方の側の幅とする。ただし、aの値に12mmを加えた値が40mm以下の場合にあつては、wは、40mmとする。
 (3) tは、試験片の厚さとし、試験片の厚さが10mmを超える場合は、10mm(母材が別表第1に掲げるP-23に属するものにあつては、8.0mmを超える場合は、8.0mm)とする。
 (4) Rは、1.5mm以下とする。
 溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。

ローラ曲げ試験	1 ラ曲げ試験方法」(以下この表において「J I S Z 3 1 2 4」といふ。)の「3 試験片」によること。ただし、試験片の厚さは、溶接部の厚さとする。 2 溶接部の表面は、滑らかで、かつ、試験片の長手方向以外に刃物跡がないこと。
4 試験片の切り取りが熱切断による場合は、削り代を3 mm以上とすること。	

母材の区分	J I S Z 3 1 2 4 の「5 試験用ジグ」を使用し、度曲げること。この場合において、J I S Z 3 1 2 4 の「6 試験方法」により180度曲げること。
A, P-1 1 B又はP-1 2	J I S Z 3 1 2 4 の「6 試験方法」により180度曲げること。
別表第1に掲げるP-2 3	(10/3) × t
別表第1に掲げるP-5 1	(33/4) × t
別表第1に掲げるP-5 2	4 t
前各項に掲げるもの以外のもの	5 t
2 t	R

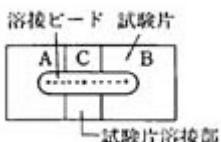
1 寸法の単位は、mmとする。(備考)	4の「表2 試験用ジグの寸法」中Rは、次の表の左欄に掲げる母材の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とする。
2 t	

機器	試験の方法	合格基準
第1種容器	母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合であるもの以外のもの	関連温度が、次の表の左欄に掲げる機器の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる温度以下であるとき。
第3種容器	次の1又は2のいずれかに掲げるもの以外のもの	1 次の1から3までに掲げる方法により関連温度を求める。次の1から3までに掲げる方法により関連温度を求める。
第4種容器	1 厚さが63mm以下のもの	1 次の1から3までのいずれかの温度を無延性遷移温度とする。
第1種管	2 母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合であるもの	イ 落重試験を行つたとき、1組の試験片が非破断である場合の温度より5度低い温度
第3種管	1 厚さが63mm以下のもの	1 落重試験を行つたとき、1組の試験片の1個が非破断であり他の1個が破断である場合は、落重試験を行つたときに、当該2組の試験片が非破断である場合の温度より5度低い温度
第4種管	2 母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合であるもの	ハ 落重試験を行わぬ溶接部は、次の(1)から(3)のいずれかに掲げる温度
(1) 第1種容器については、次の不等式を満足する「R」で示される温度		当該容器における当該容器の母材の温度(度を単位とする)は、運転状態における当該容器の母材の温度(度を単位とする)と等しい。
(2) 第1種管については、当該管の最低使用温度より56度低い温度		当該容器における当該容器の母材の応力と応力係数との積
(3) 第3種容器、第4種容器、第3種管及び第4種管については、当該容器又は管の最低使用温度より17度低い温度		当該容器の母材の温度(度を単位とする)と等しい。
2 次のイ又はロのいずれかに適合する場合は、無延性遷移温度を関連温度とする。		Kは、運転状態における容器の母材の応力と応力係数との積
イ 無延性遷移温度より33度高い温度以下の温度で衝撃試験を行つたとき、それぞれの試験片の吸収エネルギーが68J以上及び横膨出量が0.90mm以上である。		Tは、運転状態における容器の母材の温度(度を単位とする)と等しい。
ロ イに適合しない場合であつて、次の(1)及び(2)に適合するときは、衝撃試験を新たに1組の試験片について再度行つた場合に当該1組の試験片がイに適合すること。		0.261(T-R+88.9)×K
第4種管	第1種管	9.4.89+4.334e0.
第3種管	第4種容器	9.4.89+4.334e0.
第4種管	度より17度低い温度	0.261(T-R+88.9)×K
第3種管	度より17度低い温度	9.4.89+4.334e0.

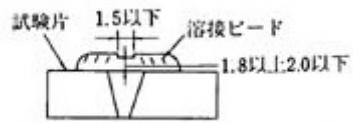
第1種容器	母材が別表第1に掲げるP-6に属し,かつ,溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合であるもの		母材が別表第1に掲げるP-6に属し,かつ,溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合であるもの		母材が別表第1に掲げるP-6に属し,かつ,溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合であるもの		母材が別表第1に掲げるP-6に属し,かつ,溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合であるもの	
	第2種容器	第3種容器	第4種容器	第1種管	第2種管	第3種管	第4種管	
	厚さ(m m)	16以上19以下	16以上19以下	厚さ(m m)	19を超えるもの	38を超えるもの	1	
最低使用温度より17度低い温度以下で、落重試験又は衝撃試験のいずれかを行うこと。	19を超えるもの	0.65	0.5	横膨出量(m m)	38を超えるもの	それぞれの試験片の横膨出量が、次の表の左欄に掲げる値以上であるとき。	3度低い温度を閾連温度とする。	
1 落重試験は、次のイからルまでによらなければならない。 イ 試験片の寸法は、次の表の試験片の種類の欄に掲げる試験片の種類に応じ、それぞれ同表の寸法の欄に掲げるとおりとする。	19を超えるもの	0.65	0.5	横膨出量(m m)	38を超えるもの	それぞれの試験片の横膨出量が、次の表の右欄に掲げる値以上であるとき。	3度低い温度を閾連温度とする。	
(備考) かつこ内は、許容差を示す。 ロ 試験片の片面(第1種容器、第2種容器又は第1種管のフエライト系鋼材の場合であつて、試験板の溶接部について冷間曲げ加工を行う場合にあつては、当該試験板の引張り側とする。)の長手方向に長さ60m以上70m以下で幅が12mm以上16mm以下の溶接ビードを表面硬化用溶接棒を使用して溶接すること。この場合において、溶接ビードは、次の図に示すように、その中心が試験片の中心に一致し、かつ、A点及びB点から出発してそれぞれの点が終点となるように溶接しなければならない。	19を超えるもの	0.65	0.5	横膨出量(m m)	38を超えるもの	それぞれの試験片の横膨出量が、次の表の右欄に掲げる値以上であるとき。	3度低い温度を閾連温度とする。	

試験片の種類	寸法(mm)		幅	長さ	厚さ	寸法(mm)	寸法(mm)	寸法(mm)
	1種	2種						
1種	16(0.5)	19(1.0)	25(2.5)	360(10)	130(10)	130(10)	50(1.0)	90(2.0)
2種	16(0.5)	19(1.0)	25(2.5)	360(10)	130(10)	130(10)	50(1.0)	90(2.0)
3種								

(備考) かつこ内は、許容差を示す。
ロ 試験片の片面(第1種容器、第2種容器又は第1種管のフエライト系鋼材の場合であつて、試験板の溶接部について冷間曲げ加工を行う場合にあつては、当該試験板の引張り側とする。)の長手方向に長さ60m以上70m以下で幅が12mm以上16mm以下の溶接ビードを表面硬化用溶接棒を使用して溶接すること。この場合において、溶接ビードは、次の図に示すように、その中心が試験片の中心に一致し、かつ、A点及びB点から出発してそれぞれの点が終点となるように溶接しなければならない。



ハ 溶接ビードの中央には、次の図に示すような切欠きを設けること。



(備考) 寸法の単位は、mmとする。

試験片の長手中心軸は、溶接線の長手方向と直角すること。

試験板の厚さが50mm以下の場合は、試験片の長手中心軸が試験板の内外面の中央と一致するようになること。

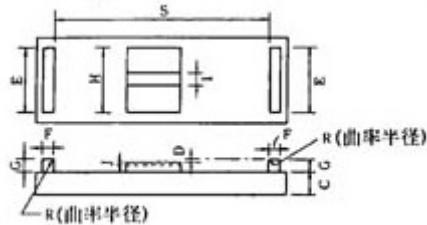
試験板の厚さが50mmを超える場合は、試験片の長手中心軸が試験板の表面から厚さの4分の1以上離れた位置にあるようになること。

落錐の重量は、23kg以上136kg以下とし、落錐の試験片に接する面の形状は、半径が25mmの半円柱形の側面の形状であること。

試験片を置く受台の寸法は、次の表の試験片の種類の項に掲げる試験片の種類に応じ、それぞれ同表の受台各部の寸法の項に掲げるとおりとすること。

試験片の種類 受台各部の寸法 (mm)	寸法の単位は、mmとする。									
	J	I	H	R	G	F	E	C	D	S
10以上	3.2 (3.0)	9.0以上	1.0 (0.1)	5.0 (2.5)	5.0以上	9.0以上	3.8以上	7.6 (0.1)	3.05 (1.5)	1種
10以上	2.2 (3.0)	5.0以上	1.0 (0.1)	5.0 (2.5)	5.0以上	5.0以上	3.8以上	1.5 (0.1)	1.00 (1.5)	2種
10以上	2.2 (3.0)	5.0以上	1.0 (0.1)	5.0 (2.5)	5.0以上	5.0以上	3.8以上	1.9 (0.1)	1.00 (1.5)	3種

(備考) 2 1 表中 S, D, C, E, F, G, R (曲率半径), H, I 及び J は、それぞれ次の図によること。



リ 試験片に対する落重は、チに掲げる受台の上に溶接ビードのある面が下になるように試験片を置き、又に規定する落重エネルギーで落錘を1.2m以上の高さから落下させて行うこと。この場合において、試験片の表面が受台のたわみ止めに接しない場合は、又に規定する落重エネルギーより高いエネルギーで行うものとし、1種試験片にあつては136J、2種試験片及び3種試験片にあつては、68Jずつ増加させ、試験片の表面が受台のたわみ止めに接するようにしてすること。

又 落重エネルギーは、次の表の試験片の種類及び同表の試験片の降伏点の欄に掲げる試験片の種類及び同表の試験片の降伏点に応じ、それぞれ同表の落重エネルギーの欄に掲げる値とすること。

試験片の種類	試験片の降伏点 (N/m ²)	落重エネルギー (J)	
		1種	2種
1種	210を超え340以下	800	
	340を超えて480以下	1100	
	480を超えて620以下	1350	
	620を超えて760以下	1650	
	210を超えて410以下	350	
	210を超えて410以下	350	
	410を超えて620以下	400	
	620を超えて830以下	450	
	830を超えて1030以下	500	
3種	550	450	400
		350	350
		450	450
		550	550
		400	400
		410	410
		620	620
		620	620
		830	830
		1030	1030

ル 試験の結果は、次の3種類に分類する。

- (1) 破断 溶接ビードの切欠き底部のみに割れが生じていてる場合であつて、溶接ビードを溶接した面のいずれかの端まで当該割れが進行していいる場合をいう。
- (2) 非破断 溶接ビードの切欠き底部のみに割れが生じていてる場合であつて、溶接ビードを溶接した面のいずれの端までにも当該割れが進行していない場合をいう。
- (3) 無効 イ及びロ以外の場合をいう。

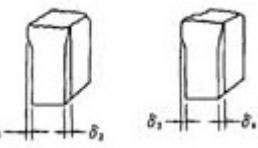
衝撃試験は、次のイからへまでによらなければならぬ。
イ 試験片の形状及び寸法は、日本工業規格Z2202「金属材料衝撃試験片」の「2種類」の4号試験片によるものとし、かつ、切欠きの深さ方向は、試験板の厚さ方向に直角な方向とすること。
ロ 試験片の長手中心軸は、溶接線の方向と直角であること。

ハ 試験板の厚さが2.5mm以下の場合は、試験片の長手中心軸が試験板の内外面の中央と一致するようにすること。

二 試験板の厚さが25mmを超える場合は、試験片の長手中心軸が溶接金属部にあつては、試験板の表面（第1種容器、第2種容器又は第1種管のフェライト系鋼材の場合であつて、試験板の溶接部について冷間曲げ加工を行う場合にあつては、当該試験板の引張り側とする。）から13mm以上深い所にあるようにし、熱影響部にあつては、試験板の表面から厚さの4分の1の所にあるようにすること。
試験の方法及び吸収エネルギーの算出は日本産業規格Z2242「金属材料衝撃試験方法」（シャルピー衝撃試験に係る部分に限る。）によること。

ホ
ヘ 横膨出量は、次の計算式により計算した値とすること。
○₁ 又は ○₄ のうちいずれか大きい値) + (○₂ 又は ○₃ のうちいずれか大きい値)

○₁、○₂、○₃ 及び ○₄ は、破断後の試験片の変形量であつて、それぞれ次の図に示す値 (mmを単位とする。)



3 この表において「最低使用温度」とは、機器の運転状態又は試験状態において生ずる最低の温度であつて、設計上定めるものをいう。

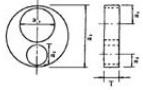
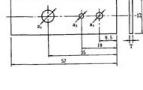
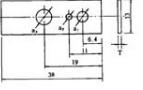
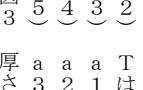
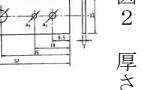
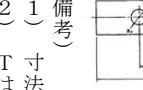
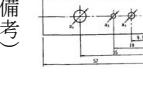
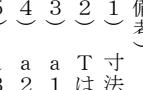
別表第10 再試験(第13条関係)

試験 破壊 靭性	試験 試験 ローラ曲げ	試験 裏曲げ試験	試験 長手裏曲げ	試験 長手表曲げ	側曲げ試験	再試験片の数
第4種管 第3種管 第1種容器	第1種容器 第3種容器 第4種容器	第1種容器 第3種容器 第4種容器	第1種容器 第3種容器 第4種容器	第1種容器 第3種容器 第4種容器	1 2 3 4	試験片1個について2個 試験片1個について2個 試験片1個について2個 試験片1個について2個
厚さが6.3mm以下のもの（第1種容器を除く。）又は母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合の衝撃試験であつて、次の1及び2に適合しているとき。 1組の試験片の横膨出量の平均値が別表第9の機器の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の合格基準の欄に掲げる合格基準（以下この表において「衝撃試験の合格基準」という。）に、それぞれ適合するとき。 2 衝撲試験の合格基準に適合しない試験片が1個であり、かつ、当該試験片の横膨出量が、次の表の左欄に掲げる厚さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上であるとき。	1組の試験片について1組	試験片1個について2個	試験片1個について2個	試験片1個について2個	試験片1個について2個	試験片1個について2個

		別表第1-1 耐圧試験（第1-4条関係）	
		第2種容器	第1種容器
外圧を受けるもの		内圧を受ける原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）	内圧を受ける原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）
外圧を受けるもの	その他のもの	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの
外圧を受けるもの	内圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの以外のもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの
外圧を受けるもの	外圧を受けるもの	内圧が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの	内圧が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの
外圧を受けるもの	内圧を受けるもの	その他のもの	その他のもの
外圧を受けるもの	内圧を受けるもの	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものを除く。）及び原子炉容器と一体で試験を行う必要があるもの	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものを除く。）及び原子炉容器と一体で試験を行う必要があるもの
外圧を受けるもの	外圧を受けるもの	開放容器	開放容器
外圧を受けるもの	内圧を受けるもの	その他のもの	その他のもの
外圧を受けるもの	内圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（開放容器を除く。）	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（開放容器を除く。）
外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの）	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの
外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの
外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの
外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの
		その他のもの	その他のもの
		落重試験にあつては、1個の試験片が非破断であるとき。	落重試験にあつては、1組の試験片の平均値及び当該1組の試験片のうち2個以上の試験片の最小値がそれぞれ付表に掲げる衝撃試験におけるエネルギーの値以上であるとき。
		横膨出量 (mm)	厚さ (mm)
16以上 19以下	0.35	0.50	38を超えるもの
19を超えるもの	0.85		

第3種管 内圧を受けるもの 原子炉容器と一体で試験を行ふ必要があるもの																		
第4種管 内圧を受けるもの 原子炉容器の最初の据付け後燃料を装入するまでの間においては当該容器の最高使用圧力の1.25倍、その後においては当該容器の通常運転時における圧力の1.1倍の水圧(水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧)																		
第5種管 外圧を受けるもの 原子炉容器と一体で試験を行ふ必要があるもの(上欄に掲げるものを除き、当該容器又は管と直接接続される継手の溶接部に限る。) 開放容器に接続されるもの(当該容器に最も近い止め弁までの部分に限る。)																		
その他のもの 試験圧力の異なる容器又は管と一体で試験を行ふ必要があるもの(上欄に掲げるものを除く。) その他																		
(備考) 外圧を受けるものの試験圧力については、容器又は管の内部から加える圧力とすることができる。																		
別表第12 放射線透過試験(第15条関係) 試験法の方 <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>撮影</th> <th>撮影原則</th> <th>撮影</th> <th>撮影原則</th> <th>撮影</th> <th>撮影原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影</td> <td>二重壁撮影</td> <td>下m0が外径</td> <td>合m0が外径</td> <td>下m0が外径</td> <td>合m0が外径</td> </tr> <tr> <td>場合</td> <td>場合</td> <td>場合</td> <td>場合</td> <td>場合</td> <td>場合</td> </tr> </tbody> </table>	撮影	撮影原則	撮影	撮影原則	撮影	撮影原則	影	二重壁撮影	下m0が外径	合m0が外径	下m0が外径	合m0が外径	場合	場合	場合	場合	場合	場合
撮影	撮影原則	撮影	撮影原則	撮影	撮影原則													
影	二重壁撮影	下m0が外径	合m0が外径	下m0が外径	合m0が外径													
場合	場合	場合	場合	場合	場合													
増感紙を使用する場合 増感紙を用いた試験(第15条関係)																		
別表第13 放射線透過試験(第15条関係) 試験法の方 <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>撮影</th> <th>撮影原則</th> <th>撮影</th> <th>撮影原則</th> <th>撮影</th> <th>撮影原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影</td> <td>二重壁撮影</td> <td>下m0が外径</td> <td>合m0が外径</td> <td>下m0が外径</td> <td>合m0が外径</td> </tr> <tr> <td>場合</td> <td>場合</td> <td>場合</td> <td>場合</td> <td>場合</td> <td>場合</td> </tr> </tbody> </table>	撮影	撮影原則	撮影	撮影原則	撮影	撮影原則	影	二重壁撮影	下m0が外径	合m0が外径	下m0が外径	合m0が外径	場合	場合	場合	場合	場合	場合
撮影	撮影原則	撮影	撮影原則	撮影	撮影原則													
影	二重壁撮影	下m0が外径	合m0が外径	下m0が外径	合m0が外径													
場合	場合	場合	場合	場合	場合													

す 使 べ 用 過 度 計 有 孔 形 透 材 質	設 置 方 法	透 度 計 区 分	散 乱 線 の 防 止	透 過 透 度 計 の 使 用	透 度 計 区 分	法 用 の 方 材 厚 の 測 定 方 法	管 5 び 管 4 ,種 第 器 器 第 種 第 器 器 第 種 第 管 3 ,容 4 ,容 3 ,容 3 場合	第 2 透 過 度 計 場 合
試験される溶接部と同等のものであること。	合用度計を用いる場合	設置する場合	設置する場合	透過度計による溶接部の場合は、母材の全厚さと溶接部の全厚さとが等しい場合	透過度計による溶接部の場合は、母材の全厚さと溶接部の全厚さとが等しい場合	透過度計による溶接部の場合は、母材の全厚さと溶接部の全厚さとが等しい場合	IS Z 3 1 0 7 「チタン溶接部の放射線透過試験方法および透過写真的等級分類方法」の「2. 3 母材の厚さ及び材厚」によることができる。また、別表第1に掲げるP-51又はP-52に属する母材にあつては、日本工業規格Z 3 1 0 9「アルミニウムのT形溶接部の放射線透過試験方法」(以下この表において「J I S Z 3 1 0 9」という。)の「3. 2 母材の厚さ及び材厚」によることができる。また、別表第1に掲げるP-51又はP-52に属する母材にあつては、日本工業規格Z 3 1 0 8「アルミニウム管の円周溶接部の放射線透過試験方法」(以下この表において「J I S Z 3 1 0 8」という。)の「3. 1 管の肉厚及び材厚」によることができる。なお、管円周溶接部にあつては、日本工業規格Z 3 1 0 4「鋼溶接部の放射線透過試験方法」(以下この表において「J I S Z 3 1 0 4」という。)の「2. 3 母材の厚さ及び材厚」によることができる。なお、管円周溶接部にあつては、日本工業規格Z 3 1 0 5「アルミニウム溶接部の放射線透過試験方法」(以下この表において「J I S Z 3 1 0 5」という。)の「3. 8撮影配置」によることができる。なお、機器等の構成上これによることが著しく困難である場合は、この限りでない。	透過度計をファイル側に置く場合は、溶接部の線源側の表面とファイルとの間の距離の2.5倍に線源寸法(m mを単位とした値)を乗じた値又は試験部の有效長さの2倍の値のうち、いずれか大きい方に等しい距離以上であること。ただし、試験研究炉用アルミ系母材の場合は、日本工業規格Z 3 1 0 5「アルミニウム溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真的等級分類方法」(以下この表において「J I S Z 3 1 0 5」という。)の「3. 8撮影配置」によることができる。なお、機器等の構成上これによることが著しく困難である場合は、この限りでない。
J I S Z 3 1 0 4 の「2. 7 撮影配置」によることができる。また、全周を同時に撮影する場合は、透過度計を溶接部の線源側に置くことが困難な場合は、記号「F」を付してファイル側に置くことができる。また、全周を同時に撮影する場合は、透過度計を等間隔に3個以上写るように置くこと。ただし、試験研究炉用アルミ系母材の場合は、J I S Z 3 1 0 5	J I S Z 3 1 0 4 の「2. 7 撮影配置」によることができる。また、全周を同時に撮影する場合は、透過度計を溶接部の線源側に置くことが困難な場合は、記号「F」を付してファイル側に置くことができる。また、全周を同時に撮影する場合は、透過度計を等間隔に3個以上写るように置くこと。ただし、試験研究炉用アルミ系母材の場合は、J I S Z 3 1 0 5	透過度計は、各フィルムに1個(全周を同時に撮影する場合は、等間隔に3個(母材が別表第1に掲げるP-21, P-22, P-23又はP-25に属する場合は、4個)以上写るように置くこと)とが困難な場合は、溶接部の上に置くことができる。	透過度計は、溶接部の線源側(溶接部の線源側に置くことが困難な場合は、溶接部の上に置くことができる)にこれを接近して置くこと。ただし、溶接部に接近して置くことが困難な場合は、溶接部の上に置くことができる。	透過度計は、溶接部の線源側(溶接部の線源側に置くことが困難な場合は、溶接部の上に置くことができる)にこれを接近して置くこと。ただし、溶接部に接近して置くことが困難な場合は、溶接部の上に置くことができる。	透過度計は、各フィルムに1個(全周を同時に撮影する場合は、等間隔に3個(母材が別表第1に掲げるP-21, P-22, P-23又はP-25に属する場合は、4個)以上写るように置くこと)とが困難な場合は、溶接部の上に置くことができる。	透過度計は、各フィルムに1個(全周を同時に撮影する場合は、等間隔に3個(母材が別表第1に掲げるP-21, P-22, P-23又はP-25に属する場合は、4個)以上写るように置くこと)とが困難な場合は、溶接部の上に置くことができる。	透過度計は、各フィルムに1個(全周を同時に撮影する場合は、等間隔に3個(母材が別表第1に掲げるP-21, P-22, P-23又はP-25に属する場合は、4個)以上写るように置くこと)とが困難な場合は、溶接部の上に置くことができる。	透過度計は、各フィルムに1個(全周を同時に撮影する場合は、等間隔に3個(母材が別表第1に掲げるP-21, P-22, P-23又はP-25に属する場合は、4個)以上写るように置くこと)とが困難な場合は、溶接部の上に置くことができる。

寸法の許容差		寸法の許容差									
穴の径	厚さ区分	次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。	寸法の単位は、Tは、透過度計の厚さとする。Tの2倍の値とする。Tの4倍の値とする。Tの3倍の値とする。	寸法の単位は、Tは、透過度計の厚さとする。Tの2倍の値とする。Tの4倍の値とする。Tの3倍の値とする。	寸法の単位は、Tは、透過度計の厚さとする。Tの2倍の値とする。Tの4倍の値とする。Tの3倍の値とする。	寸法の単位は、Tは、透過度計の厚さとする。Tの2倍の値とする。Tの4倍の値とする。Tの3倍の値とする。	寸法の単位は、Tは、透過度計の厚さとする。Tの2倍の値とする。Tの4倍の値とする。Tの3倍の値とする。	寸法の単位は、Tは、透過度計の厚さとする。Tの2倍の値とする。Tの4倍の値とする。Tの3倍の値とする。	寸法の単位は、Tは、透過度計の厚さとする。Tの2倍の値とする。Tの4倍の値とする。Tの3倍の値とする。	寸法の単位は、Tは、透過度計の厚さとする。Tの2倍の値とする。Tの4倍の値とする。Tの3倍の値とする。	寸法の単位は、Tは、透過度計の厚さとする。Tの2倍の値とする。Tの4倍の値とする。Tの3倍の値とする。
10	10	許容差(%)	7.654321 (備考)	5.321 (備考)	3.21 (備考)	2.1 (備考)	1.0 (備考)	0.5 (備考)	0.25 (備考)	0.125 (備考)	0.0625 (備考)
											

寸法の形狀透過程度計の形状及び寸法は、その厚さの区分に応じ、次の図1から図3までによること。

別表第13 超音波探傷試験（第15条関係）	
試験方法	試験方法の使用すべき装置
斜角法又は垂直法によること。	斜角法又は垂直法によるものであること。
バルス反射法によるものであること。	バルス反射法によるものであること。
増幅直線性は、ブラウン管上の可読波高値の20%以上80%以下の範囲内において、±5%以内であること。	増幅直線性は、ブラウン管上の可読波高値の20%以上80%以下の範囲内において、±5%以内であること。
超音波の周波数は、0.5MHz以上5MHz以下の中のものであること。ただし、超音波の周波数が5MHzを超えるものであつて、十分な探傷能力を有する場合にあつては、この限りでない。	超音波の周波数は、0.5MHz以上5MHz以下の中のものであること。ただし、超音波の周波数が5MHzを超えるものであつて、十分な探傷能力を有する場合にあつては、この限りでない。
斜角法による場合は、探触子の屈折角は、溶接部の表面の凹凸等からの反射波により試験に支障を及ぼさないものであること。	斜角法による場合は、探触子の屈折角は、溶接部の表面の凹凸等からの反射波により試験に支障を及ぼさないものであること。
標準穴反射波の伝ば距離が溶接部の厚さが25mm以下のものにあつては、4分の3スキンプ、25mmを超えるものにあつては、8分の3スキンプのときにおいて、標準穴反射波のブラウン管上の高さが飽和値又は可読波高値の高さの75%以上であること。	標準穴反射波の伝ば距離が溶接部の厚さが25mm以下のものにあつては、4分の3スキンプ、25mmを超えるものにあつては、8分の3スキンプのときにおいて、標準穴反射波のブラウン管上の高さが飽和値又は可読波高値の高さの75%以上であること。
平板の場合、日本工業規格Z3080（「アルミニウム溶接部の超音波斜角探傷試験方法及び試験結果の等級分類方法」（以下この表において「JIS Z 3080」という。）の「7.1 基準レベル及び評価レベルと欠陥の分類」、管円周溶接部の場合、日本工業規格Z3081（「アルミニウム管溶接部の超音波斜角探傷試験方法及び試験結果の等級分類方法」（以下この表において「JIS Z 3081」という。）の「6.1.4 基準レベル」、管長手継手の場合、JIS Z3081の「6.2.4 基準レベル」）によること。	平板の場合、日本工業規格Z3080（「アルミニウム溶接部の超音波斜角探傷試験方法及び試験結果の等級分類方法」（以下この表において「JIS Z 3080」という。）の「7.1 基準レベル及び評価レベルと欠陥の分類」、管円周溶接部の場合、日本工業規格Z3081（「アルミニウム管溶接部の超音波斜角探傷試験方法及び試験結果の等級分類方法」（以下この表において「JIS Z 3081」という。）の「6.1.4 基準レベル」、管長手継手の場合、JIS Z3081の「6.2.4 基準レベル」）によること。
肉盛り溶接部の場所の標準穴反射波のブラウン管上の高さが飽和値又は可読波高値の高さの50%以上であること。	肉盛り溶接部の場所の標準穴反射波のブラウン管上の高さが飽和値又は可読波高値の高さの50%以上であること。
他の溶接部の厚さが25mm以下のものにあつては、対比試験片の厚さの2分の1、25mmを超えるものにあつては、対比試験片の厚さの4分の1の深さにある試験片の標準穴反射波のブラウン管上の高さが飽和値又は可読波高値の高さの50%以上であること。	他の溶接部の厚さが25mm以下のものにあつては、対比試験片の厚さの2分の1、25mmを超えるものにあつては、対比試験片の厚さの4分の1の深さにある試験片の標準穴反射波のブラウン管上の高さが飽和値又は可読波高値の高さの50%以上であること。
液体状又はり状の媒質を用いること。	液体状又はり状の媒質を用いること。
探傷面は、清浄で、かつ、滑らかであること。ただし、探傷面に固着したスケール又は塗料であつて、その表面が滑らかで、剥離するおそれがなく、かつ、超音波の伝ばを妨げるおそれのないものは、取り除くことを要しない。	探傷面は、清浄で、かつ、滑らかであること。ただし、探傷面に固着したスケール又は塗料であつて、その表面が滑らかで、剥離するおそれがなく、かつ、超音波の伝ばを妨げるおそれのないものは、取り除くことを要しない。
走査は、次の1及び2により行うこと。	走査は、次の1及び2により行うこと。
1 反射波の高さが基準感度の2倍以上（自動超音波探傷試験装置を用いる場合を除く。）の感度で行うこと。ただし、欠陥の評価は、基準感度で行わなければならぬ。	1 反射波の高さが基準感度の2倍以上（自動超音波探傷試験装置を用いる場合を除く。）の感度で行うこと。ただし、欠陥の評価は、基準感度で行わなければならぬ。
2 超音波が試験部全体に伝ばずるように行うこと。	2 超音波が試験部全体に伝ばずるように行うこと。
対比試験片の材質は、超音波伝ばに関して、探傷部の材質と同等のものであること。	対比試験片の材質は、超音波伝ばに関して、探傷部の材質と同等のものであること。
対比試験片の形状及び寸法は、次の図1又は図2によること。この場合において、標準穴は、探触子を接触させる面と直角の面に設けなければならない。ただし、試験研究炉用アルミ系母材にあつては、平板の場合、JIS Z3080の「5.4.2 対比試験片」、管円周溶接部及び管長手継手の場合、JIS Z3081の「5.2.2 対比試験片」によること。	対比試験片の形状及び寸法は、次の図1又は図2によること。この場合において、標準穴は、探触子を接触させる面と直角の面に設けなければならない。ただし、試験研究炉用アルミ系母材にあつては、平板の場合、JIS Z3080の「5.4.2 対比試験片」、管円周溶接部及び管長手継手の場合、JIS Z3081の「5.2.2 対比試験片」によること。
図1 接触部の半径が25.4mmを超える場合	図1 接触部の半径が25.4mmを超える場合

(備考)

(1) 寸法の単位は、mmとする。

(2) 1は、試験に必要な長さとする。

(3) T, a及びdは、それぞれ次の表のとおりとする。

(4) 試験片を肉盛り溶接によつて作成する場合は、当該肉盛り溶接の母材は、任意の厚さとしてよい。

(5) 試験片を肉盛り溶接によつて作成しない場合は、当該試験片の厚さは、Tの値でよい。

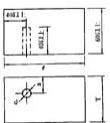
肉盛り溶接部の厚さ (mm)	T (mm)	(備考)	
		a	d (mm)
2.5以下	2.5を超えるもの	2.5	2.4
2.5以上	2.5を超えるもの	2.5	2.4

図2 接触部の半径が2.54mm以下の場合

寸法の単位は、mmとする。
Rは、接触部の直径の0.7倍から1.1倍までの値とする。
1, T, a及びdは、図1に定めるところによる。

対比試験片の形状及び寸法は、次の図1又は図2による。この場合において、標準穴は、探触子を接触させる面と直角の面に設けなければならない。
ただし、試験研究炉用アルミ系母材について、平板の場合、JIS Z 3080の「5.4.2 対比試験片」による。
IS Z 3081の「5.2.2 対比試験片」による。

図1 接触部の半径が2.54mmを超える場合



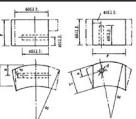
(備考)

(1) 寸法の単位は、mmとする。
(2) 1は、試験に必要な長さとする。
(3) T, a及びdは、それぞれ次の表のとおりとする。

溶接部の厚さ (mm)	T (mm)	(備考)	
		a	d (mm)
2.5以下	2.5以下	Tの2分の1	
2.5を超える	5.1以下	Tの4分の3又はTの4分の1	2.4
5.1を超える	10.2以下	Tの4分の3又はTの4分の1	4.8
10.2を超える	15.2以下	Tの4分の3又はTの4分の1	3.2
15.2を超える	20.3以下	Tの4分の3又はTの4分の1	9.6
20.3を超える	25.4以下	Tの4分の3又はTの4分の1	8.0
25.4を超えるもの	溶接部の厚さ	Tの4分の3又はTの4分の1	6.4
溶接部の厚さ又は2.29			
Tの4分の3又はTの4分の1			
はその端数ごとに1.6を加えた値	5.1又		

図2 接触部の半径が2.54mm以下の場合

合格基準	方法	試験の磁場の方	方向	合格基準	
				表面複数の穴	表面
場合	用 磁 粉 及び 檢 查 液	試 験 部 の 強 度	化 方 法	1 次の 1 から 3 までのいづれかに適合すること。 1 溶接部の欠陥からの反射波（以下この表において「欠陥部反射波」という。）のブラウン管上の高さが、標準穴反射波のブラウン管上の高さを探触子と欠陥との間の距離について補正した値以下であること。	
開先面の適	J I S G 0 5 6 5 の「6. 1 A形標準試験片」のA形標準試験片（A1—15／50又はA1—30／100のものに限る。）を用いて磁化したとき、磁場の方向が明確となる磁粉模様が現れる強さ以上であること。			1 つの試験片に複数の穴を設ける場合は、標準穴以外の穴からの反射波の影響を受けないようそれぞれの穴の間に十分な距離を置くこと。	
左欄に掲げる母材の厚さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。	J I S G 0 5 6 5 の「8. 5 磁粉の適用」によること。			探触子を接触させる表面は、清潔で、かつ、滑らかであること。	
母材の厚さ（mm）	16以下	18以下	18を超えて57以下	溶接部の厚さ（mm）	溶接部の厚さの3分の1
	50を超えるもの	57を超えるもの	57を超えて57以下	長さ（mm）	19
	16を超える50以下	16以下	16を超えて50以下	試験研究炉用アルミ系母材については、平板の場合、J I S Z 3 0 8 0 の「9 等級分類」、管溶接部の場合、J I S Z 3 0 8 1 の「8 等級分類」の1級であること。	
	50を超えるもの	50を超えるもの	50を超えて50以下	試験の磁場の方	直交する2方向に対しで行うこと。
(備考) 自動超音波探傷装置 とは、探触子の走査及び試験結果の記録が自動的に行われるものとし。 別表第14 磁粉探傷試験 （第15条関係）					
「自動超音波探傷装置」とは、探触子の走査及び試験結果の記録が自動的に行われるものとし。 別表第14 磁粉探傷試験 （第15条関係）					



別表第15 浸透探傷試験(第15条関係)		溶接部の溶接部の場合		
試験の試験方法	試験装置及び探傷	試験装置及び探傷剤	試験方法	溶接部の溶接部の場合
J I S Z 2 3 4 3 の「5」	試験装置及び探傷剤によること。	日本工業規格Z 2 3 4 3 「浸透探傷試験方法及び欠陥指示模様の等級分類」(以下この表において「J I S Z 2 3 4 3」という。)の「4 試験方法」によること。	J I S Z 2 3 4 3 の「5」	日本工業規格Z 2 3 4 3 「浸透探傷試験方法及び欠陥指示模様の等級分類」(以下この表において「J I S Z 2 3 4 3」という。)の「4 試験方法」によること。
溶接部の溶接部の場合	溶接部の溶接部の場合	溶接部の溶接部の場合	溶接部の溶接部の場合	溶接部の溶接部の場合
母材の種類	母材の種類	母材の種類	母材の種類	母材の種類
付表 溶接部の最小引張強さと吸収エネルギー	付表 溶接部の最小引張強さと吸収エネルギー	付表 溶接部の最小引張強さと吸収エネルギー	付表 溶接部の最小引張強さと吸収エネルギー	付表 溶接部の最小引張強さと吸収エネルギー
溶接構造用圧延鋼材 日本産業規格G 3 1 0 6	溶接構造用圧延鋼材 日本産業規格G 3 1 0 6	溶接構造用圧延鋼材 日本産業規格G 3 1 0 6	溶接構造用圧延鋼材 日本産業規格G 3 1 0 6	溶接構造用圧延鋼材 日本産業規格G 3 1 0 6
4種C	4種B	3種B	3種B	3種B
S M 5 2 0 C	S M 5 2 0 B	S M 4 9 0 Y B	S M 4 9 0 Y A	S M 4 9 0 Y A
5 2 0	5 2 0	4 9 0	4 9 0	4 9 0
4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
3 3	3 3	3 3	3 3	3 3

原子力発電用規格 高温用ステンレス鋼棒材	13クロム鋼鍛鋼品及び 13クロム鋼棒	日本工業規格G4105 日本工業規格G4103 日本工業規格G4102	ニッケルクロム銅鋼材 ニッケルクロムモリブデン銅鋼材	機械構造用炭素鋼 日本産業規格G4051	炭素鋼鋳鋼品 原子力発電用規格	高温高压用鋳鋼品 日本産業規格G5151																						
1種	2種	1種																										
G316CW1	G13CR2	G13CM43C5	SNCM625	SNCM430	S35C	S33C	S30C	S28C	S25C	S22C	S20C	S17C	S15C	S12C	GSC3	GSC1	GSPH61	SCPH32	SCPH21	SCPH11	SCPH1	GLF3						
689	758	7482	930	880	830	1080	930	830	830	740	470	510	470	440	470	410	440	370	400	340	482	414	620	480	450	480	410	482
		47	47	47	47	47	47	47	47	47						27	27	27	27	21	21	27	27	27	27	21		
		40	40	40	40	40	40	40	40	40						21	21	21	21	14	14	21	21	21	21	21	14	

アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管
日本工業規格 H 4 0 8 0 (1978)

アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管
日本工業規格 H 4080 (1982)

アルミニウム合金
日本産業規格 H 5 2 0 2
(備考)

1. 火力発電用規格とは、発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示（昭和40年6月通商産業省告示第270号）に規定する規格をいう。
2. 原子力発電用規格とは、発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年10月通商産業省告示第501号）に規定する規格をいう。
3. 日本産業規格 G 4 0 5 1 「機械構造用炭素鋼鋼材」の最小引張強さの値は、鋼材径、対辺距離又は主体部の厚さが100mmを超える場合に下段に掲げる値とする。
4. 原子力発電用規格「高温用ステンレス鋼棒材」1種の最小引張強さの値758N/mm²は棒材径が19mm以上25mm未満の場合、655N/mm²は棒材径が25mm以上32mm未満の場合、621N/mm²は棒材径が32mm以上38mm未満の場合に適用する。
5. 日本工業規格 H 4 0 0 0 (1982) 「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」の種別5083の最小引張強さの値は、板及び条の厚さが0.8mmを超える場合に上段に掲げる値、板及び条の厚さが80mm以下の場合は下段に掲げる値とする。
6. 日本工業規格 H 4 0 0 0 (1982) 「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」の種別5086の最小引張強さの値は、板及び条の厚さが4mmを超える場合に上段に掲げる値、板及び条の厚さが50mmを超える場合に下段に掲げる値とする。

C	A	C	4	A	C	4	A	C	4	C	T	6

1
2
5

1